

部 ・ 課 長 各位

羽 村 市 長 並 木 心

令 和 3 年 度 予 算 編 成 方 針

1 景 気 の 動 向

(1) 国 内 の 景 況

内閣府が9月24日に発表した月例経済報告によると、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」とされており、先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとされている。

(2) 市 内 の 景 況

市内企業の景況については、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの企業が厳しい状況にある。製造業では世界経済の低迷による受注の減少、飲食・小売業では外出自粛ムードが続いている中での売り上げの減少など、全体的に業況は悪化しており、幅広い業種で業況悪化の長期化が懸念されている。

2 国 ・ 東 京 都 の 予 算 編 成 の 動 き

国の令和3年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針は、7月21日の閣議における財務大臣の発言要旨によると、要求額は基本的に前年度同額とするが、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については別途、所要の要望を行うことができるとし、その際には、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしている。

また、新型コロナウイルス感染症によって明らかになったデジタル化などの新たな目標について、集中的な改革、必要な投資を行い、再び力強い経済成長を実現することとしている。

東京都では、「令和3年度予算の見積り」に関する副知事通達において、令和3年度の予算を「財政環境の先行きを見通すことが困難な中、これまで培った財政対応力を最大限発揮し、新しい「未来の東京」の実現に向けて、都政に課された使命を確実に果たしていく予算」と位置づけ、次の3点を基本方針としている。

- ① 新型コロナウイルス感染症との闘いを乗り越えるとともに、「新しい日常」や「持続可能な都市・東京」の実現に向けて、戦略的な取組を果敢に進めていくこと
- ② 社会変革に適応したデジタル化による都民サービスの向上など、都政の構造改革を進めるとともに、ワイズ・スペンディングの視点により無駄を一層無くし、健全な財政基盤を堅持すること
- ③ 東京 2020 大会を都民・国民の理解を得られる安全かつ持続可能な大会として実施し、次世代へレガシーを継承していくこと

また、管理事務費など経常的・定型的な経費については、マイナス 10% のシーリングとするなど、集中的・重点的な取組へのメリハリを強化した予算配分を実施することとしている。

3 羽村市の状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市民生活や市内企業の事業活動に多大な影響が出ていることから、市では国の地方創生臨時交付金や東京都の新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金などを活用して、感染症拡大防止対策や市民生活・事業者への支援、持続可能な社会の構築に向けて、全庁を挙げて取組んでいるところである。

一方で、市の歳入の根幹をなす市税収入は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより法人市民税の減収が見込まれており、財政調整基金をはじめとした基金の残高が減少している現状を踏まえると、今後の財政環境は一層厳しくなることが予想される。

このため、返礼品を用いたふるさと納税の実施や普通財産の売却などの歳入の確保に取組むとともに、行政のスリム化に向けた全事務事業の点検・見直しを進めるなど、行財政改革を推進し、財源の確保に努めているところである。

4 新年度予算編成の基本的な考え方

令和 3 年度は「第五次長期総合計画」の最終年であり、市の将来像である「ひとが輝き みんなでつくる 安心と活力のまち はむら」の実現に向けた取組の総仕上げを行う重要な年である。同時に、今後 10 年間のまちづくりの指針となる第六次長期総合計画の策定を行う年でもある。

また、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、感染拡大の防止、市民生活や市内企業の事業活動の支援、新しい生活様式、新しい日常の実現などの新型コロナウイルス対策は、引き続き喫緊の課題である。

市の財政状況は市税等の減収により厳しい状況が続いているが、喫緊の課題に的確に対処することに加え、安全・安心のまちづくり、少子高齢化への対応、都市基盤整備など、市が将来にわたり発展していくための施策については、着実に推進していく必要がある。

こうしたことを踏まえ、予算編成にあたっては、次の三点を基本として編成することとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策については、市民生活や企業の事業活動への感染症による影響を的確に把握したうえで、実効性の高い対策を講じること
- (2) 「第五次長期総合計画 後期基本計画」に掲げた事業の進捗と成果を総括し、令和3年度に実施するべき施策を見極め、展開すること
- (3) 次期長期総合計画の策定を見据え、財政の健全化を図るため、行財政改革の取組を引き続き全庁を挙げて推進し、安定的な財政基盤を構築すること

5 予算編成の基本的事項

(1) 枠配分方式の導入について

厳しい財政環境を踏まえ、より効果的、効率的な財源配分を行うため、予算編成に枠配分方式を導入する。

枠配分する経費は経常経費の一部とし、令和2年度当初予算を基準に、特別な増減要因等を考慮した上で一定のシーリングを行うので、各部、課においては自主的・自律的な事業の見直し・再構築を行うとともに、財源の確保に努め、配分した枠の範囲内で予算を要求すること。

事業の見直し・再構築にあたっては、当該事業の目的を達成するために、より少ない経費で実施できる方策がないか十分に検討を行うこと。また、市民生活への影響を十分考慮するとともに、関係者との調整を図ること。

(2) 歳入

① 市税収入については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う個人所得の状況や所得控除等の動向を的確に把握するとともに、課税担当と産業担当が連携して市内企業の業績や経営状況を把握し、的確に見積もること。

② 国・都支出金については、国・都の予算編成の動向を十分注視し、補助対象となるものは漏れなく、確実に補助要望を行うことはもちろん、新規・レベルアップ事業やこれまで補助対象外であった事業についても、各部において積極的に国や都の担当部局と協議を重ね、獲得に向けて取組むこと。

特に、新型コロナウイルス感染症に対応した国や都の事業については、常に動向を注視しておくこと。

③ 第六次行財政改革基本計画に掲げた歳入確保の取組を推進すること。

(3) 歳 出

- ① 財政の健全化を図るため、「行政のスリム化に向けた全事務事業の点検・見直し」をはじめとした行財政改革の取組について、予算へ反映すること。
- ② 新規事業、レベルアップ事業については、事業の必要性を様々な角度から調査し、後年度負担なども含めて費用対効果を見極めるとともに、事業の全体像を描いたうえで予算化すること。
既存事業については、コロナ禍における事業のあり方を検討したうえで必要な見直し・再構築を図ること。
- ③ 各部・課の所管する経常的・定型的な事業については、決算や執行状況等の分析・検証を行い、実績を踏まえたいうえで経費の抑制を図り、配分した予算枠の範囲で見積もること。

6 特別会計等

特別会計、公営企業会計にあつては、所管事業の分析・検証を行い、経営状況を的確に把握したうえで、一般会計と同一の基調に立って予算の見積りを行うこと。

なお、一般会計からの繰出金については、基準内・基準外の負担を明確にするとともに、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料にあつては、市税と同様に収納率の向上に努め、納税担当と連携して歳入の増収を図ること。

7 その他

見積書の調整にあつては、別途指示事項によること。